

① 福祉サービスで悩んだり、困ったりしていることはありませんか？



各種社会福祉施設(老人ホームや就労継続支援事業所、保育所等)やホームヘルプサービスといった福祉サービス利用についての疑問や悩み等の困りごとは、その事業者との話し合いでの解決が望まれます。

しかし、話し合いだけでは解決しなかったり、直接話すことに少し抵抗を感じたりする場合もあると思います。

そのような時には「高知県運営適正化委員会」にご相談ください。秘密厳守で対応させていただきます。相談は無料で、受付は年末年始を除いた平日の9:00~16:00までです。

■ 所在地 / 〒780-8567 高知市朝倉倉375-1
高知県立ふくし交流プラザ
高知県運営適正化委員会
 FAX 088-844-9443
 e-mail : kaiketsu@pippikochi.or.jp
 (FAXとメールは24時間受付)



■ 問い合わせ / 高知県運営適正化委員会 ☎ 088-802-2611

① 土地・家屋等を売却された方へ

地方部を中心に全国的に空き地・空き家・耕作放棄地などが増加しています。

そこで、新たに空き地などを活用したい方へ土地等の譲渡を促進するため、取引額の合計が市街化区域内で800万円以下^(※)、または市街化調整区域内で500万円以下など一定の要件を満たす「低未利用土地(居住用・業務用などで利用されていない土地など)」を個人が譲渡した場合に、所得税などが軽減される特例措置があります。

この特例措置を受けるために必要な「**低未利用土地等確認書**」を都市整備課で発行しています。特例の対象となる要件や必要な手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

■ 対象期間

令和2年7月1日から令和10年12月31日までの譲渡

(※) 令和5年度の税制改正により、市街化区域内での取引額の上限が500万円から800万円に拡充されました(譲渡日が令和5年1月1日から令和10年12月31日までの取引に限る)。

■ 発行申請に必要な書類

売買契約書の写し、土地の登記事項証明書(全部事項証明書)など



■ 問い合わせ / 都市整備課都市計画係 ☎ 088-880-6582

南国市でつながる女性のための
転入者交流会

南国女子ゆるっと会 開催

南国市に転入してから知り合いが少ない…
そんな女性のためのランチ交流会を開催します♪ 南国市で、暮らしのことや日々のことを気軽に話しながら、新しいつながりを見つけませんか？

開催日時 2026年7月16日(木) 11:00~13:00

・11:00~12:00…話のテーマを出しての座談会形式のトーク交流
 ・12:00~13:00…ゆるくランチ交流

開催場所 **Life style shop&Dining COMO**
 〒783-0023 高知県南国市廿枝1156

参加費 **¥2,050** 税込 募集定員 **15名**
 (ドリンク・ランチ・デザート代) ※最小催行人数5名

参加対象 **南国市に転入された女性**
 移住・転勤・異動、進学問わず南国市に転入された方が対象、どなたでも参加可能です。年齢、転入時期も問いません。
※皆さまにゆったり交流していただくため、今回はお子さま同伴なしでのご参加をお願いします。

お問い合わせ 企画課 コミュニティ推進係 ☎ 088-880-6553



※ランチ写真はイメージです。

↓ 参加お申込みはこちら ↓

参加の申込は右記
QRから申込フォーム
にてお申込み下さい。



申込締切: 6月30日(火)

※応募多数の場合は抽選となります。

① 令和7年度 行政情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

■ 行政情報公開請求

公開請求件数	処理状況
75件	公開 27件
内 訳	一部公開 26件
市長部局 65件	非公開 19件
市長部局外 10件	(不存在 17件)
	却下 0件
	取下げ 3件

一部公開は、住所・氏名などの個人を特定する情報や、公開することで法人などの正当な利益を害する可能性があるもの(印影や口座情報など)を除いて公開しました。

非公開は17件が該当する文書が存在しない(作成や不要なため取得していない)ことによるもので、1件が課税情報に該当するもの、1件が個人情報に該当するものでした。

審査請求は2件あり、審査請求の対象ではないとして却下となりました。

■ 個人情報開示請求

開示請求等の件数	内容別件数	処理状況
23件		開示 19件
内 訳		一部開示 3件
市長部局 23件	開示請求 23件	不開示 1件
市長部局外 0件		(不存在) 1件
		却下 0件
		取下げ 0件
	訂正請求 0件	—
	利用停止請求 0件	—
	苦情・相談 0件	—

一部開示は、本人以外の第三者に関する情報が含まれていたことによるもので、不開示は、該当する文書が存在しない(保存期間満了による廃棄)ことによるものでした。

■ 保有個人情報の目的外利用及び外部提供

個人情報の保護に関する法律第69条第2項の規定に基づき、市が保有する個人情報について、目的外利用を7件、外部提供を2件行いました。

■ 問い合わせ / 総務課総務係 ☎ 088-880-6551